

公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の変更について

1 地方独立行政法人法の規定

- 地方独立行政法人は、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに公表する。（変更したときも同様）
- 設立団体の長は、上記の届出があったときは、評価委員会に通知する。
- 評価委員会は、この通知を受けたときは、報酬等の支給の基準が適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 報酬等の支給の基準について

（地方独立行政法人法の規定）

- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

（公立大学法人首都大学東京における役員報酬等の支給基準）

- 都の指定職給料表をベースに年収換算して設計されており、毎年都人事委員会勧告を踏まえ所要の調整を行っている。

3 変更の具体的な内容

【常勤役員（年俸額）】（単位：円）

都指定職			法人役員報酬 （現行）	
号給	月額	年額換算	号給	年俸額
1号	706,000	14,282,733	1号	14,282,000
2号	761,000	15,395,411	2号	15,395,000
3号	818,000	16,548,549	3号	16,548,000
4号	895,000	18,106,298	4号	18,106,000
5号	965,000	19,522,433	5号	19,522,000
6号	1,035,000	20,938,568	6号	20,938,000
7号	1,107,000	22,395,164	—	—

※年額換算は、以下の計算方法による。
 ・（給料月額＋地域手当(20%)）×12月
 ・期末手当1.40月・勤勉手当2.05月

【非常勤役員（日額）】（単位：円）

現行		報酬（改定後）		
職	日額	職	改定額	端数処理後
理事	35,200	理事	35,341	35,300
監事	31,700	監事	31,827	31,800

※常勤役員報酬の平均改定率(1.004)を適用

（適用日：平成31年4月1日）

都指定職			法人役員報酬 （改定後）
号給	月額	年額換算	年俸額
1号	706,000	14,342,390	14,342,000
2号	761,000	15,459,715	15,459,000
3号	818,000	16,617,670	16,617,000
4号	895,000	18,181,925	18,181,000
5号	965,000	19,603,975	19,603,000
6号	1,035,000	21,026,025	21,026,000
7号	1,107,000	22,488,705	—

※年額換算は、以下の計算方法による。
 ・（給料月額＋地域手当(20%)）×12月
 ・期末手当1.40月・**勤勉手当2.1月**

(別紙) 参考

<地方独立行政法人法(平成15年7月16日 法律第118号)【抜粋】>

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 (略)

【読替後の第48条第3項】

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該一般地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。